

官報

号外

平成七年十一月十日

○第三百二十四回 参議院会議録第十号

平成七年十一月十日(金曜日)

午前九時三十一分開議

○議事日程 第十一号

平成七年十一月十日

午前九時三十分開議

第一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 日本放送協会平成五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

○本日の会議に付した案件

一、特別委員会設置の件
一、北海道開発審議会委員の選挙
一、災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。この際、特別委員会設置についてお諮りいた

平成七年十一月十日 参議院会議録第十号

特別委員会設置の件 北海道開発審議会委員の選挙を改正する法律案(趣旨説明)

します。
宗教法人法改正等に関する諸問題を調査するため、委員三十五名から成る宗教法人等に関する特別委員会を設置したいと存じます。
本特別委員会を設置することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。
よって、宗教法人等に関する特別委員会を設置することに決しました。
本院規則第三十条の規定により、議長は、議席に配付いたしました氏名表のとおり特別委員を指名いたします。

議長の名指した委員は左のとおり
○宗教法人等に関する特別委員
上杉 光弘君 尾辻 秀久君
岡部 三郎君 鎌田 要人君
久世 公亮君 倉田 寛之君
小山 孝雄君 佐々木 満君
下柳 耕吉君 関根 則之君
中島 眞人君 横崎 泰昌君
服部 三雄君 保坂 三蔵君
松浦 功君 村上 正邦君
荒木 清寛君 魚住 裕一郎君
大森 礼子君 風間 昶君
釘宮 磐君 直嶋 正行君
平井 卓志君 山下 栄一君
横尾 和伸君 和田 洋子君

菅野 久光君 竹村 泰子君
角田 義一君 峰崎 直樹君
薬科 満治君 阿部 幸代君
有働 正治君 本岡 昭次君
国井 正幸君

○議長(斎藤十朗君) この際、来る二十七日に任期満了となる北海道開発審議会委員一名の選挙を行います。
つきましては、北海道開発審議会委員の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。
よって、議長は、北海道開発審議会委員に峰崎直樹君を指名いたします。

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。池端国務大臣。
(国務大臣池端清一君登壇、拍手)
○国務大臣(池端清一君) 災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、近年の災害発生状況等にかんがみ、災害対策の強化を図るため、災害対策のための組織を充実し、緊急災害対策本部長等の権限を強化し、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官に必要な権限を付与する等所要の措置を講ずるものであります。
以上がこの法律案を提出する理由であります。

次に、この法律案の要旨を申し上げます。
第一に、緊急災害対策本部の設置及び組織の充実についてであります。
内閣総理大臣は、著しく異常かつ激甚な非常災害の場合には、災害緊急事態の布告がなくとも、内閣総理大臣を本部長とする緊急災害対策本部を設置することができることとし、また、緊急災害対策本部の本部員にはすべての国務大臣を充てることとしたしております。

第二に、緊急災害対策本部長の権限の強化についてであります。
緊急災害対策本部長が強力な調整力を発揮するために、指示することができる対象に指定行政機関の長等を加えることとしております。
第三に、現地対策本部の設置についてであります。

被災現地において災害緊急対策の推進を図るため、緊急災害対策本部等に現地対策本部を置くことができるものとしております。
第四に、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官への救援活動のために必要な権限の付与であります。

災害派遣された部隊等の自衛官は、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、人の生命等に対する危険を防止するため、警戒区域を設定し、並びに緊急措置を実施するため、土地、建物等の一時使用等をし、及び住民等を緊急措置の業務に従事させることができることとしております。

第五に、新たな防災上の課題への対応であります。
国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動の環境の整備その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項等の実施に努めなければならないものとしております。
第六に、地方公共団体相互の応援であります。
地方公共団体は、防災上の責務を十分に果たすため、相互に協力するとともに、国及び地方公共

団体は、地方公共団体の相互応援協定の締結に関する事項の実施に努めなければならないものとしております。

その他、大規模地震対策特別措置法について災害対策基本法の改正に合わせた改正を行う等所要の改正を行うこととしております。

以上が災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨でございますが、衆議院におきまして、住民の責務の例示をする、国及び地方公共団体が特に実施に努めるべき事項として都市機能の集積への対応等を追加すること、非常災害対策本部の設置には閣議を要しないものとする、緊急災害対策本部の範囲を広げること、災害時等に市町村長は、都道府県知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するよう求めることができることとするともに、当該要求ができる場合は、その旨等を防衛庁長官等に通知することができるものとする、災害緊急事態に際し、内閣は海外支援の受け入れについて必要な政令を制定できるものとする、等を内容とする修正が行われております。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。北澤俊美君。

(北澤俊美君登壇、拍手)

○北澤俊美君 私、ただいま議題となりました災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案に対し、平成会を代表して、村山内閣総理大臣及び関係大臣に対し質問をいたします。

我が国史上まれに見る甚大な被害をもたらした阪神・淡路大震災からはや十カ月が過ぎようとしております。今なお待機所等で暮らす約二千人の被災者を初め、依然として将来に大きな不安を抱えたまま、やがて来る厳しい冬を迎えようとしております。まさに政府の災害発生直後の情報の混乱、初期期の救済活動のおくれによる犠牲者と言

えるのであります。

総理の危機管理に対する自覚とリーダーシップの欠如、並びに連立与党政権の危機管理に対する無策がこのような悲劇をもたらしたと言っても過言ではありません。

我々は、阪神・淡路大震災の発生当日、直ちに調査団を派遣し、このような悲惨さを再び繰り返してはならないという決意のもとに、過去の災害をも含めて我が国の防災体制について全力を挙げて検討してまいりました。この結果、災害対策基本法の一部を改正する法律案を作成したのであります。

一方、村山内閣の防災問題懇談会の提言などを踏まえた政府案の内容は、阪神・淡路大震災等の教訓を生かし切れておらず、甚だ不十分であると言わざるを得ないのであります。さらに、その後衆議院において、我々の主張を一部取り入れ、不十分ながら修正を行ったことは、みずからその不備を認めると同時に、立法院としての健全性をもまた確保したこととなったのであります。

なお、衆議院における法案の修正をめぐっては、与野党間で調整協議が進むたびに所管官庁の官僚がこれに「説明」という衣をかぶってプレーキをかけ、二転三転したと聞いております。官僚が立法院の修正協議に介入している現実が見え隠れしているのであります。このことは、国民の生命、財産を守るため極めて重要である災害対策基本法の見直しにおいても官僚のセクショナリズムが介入したこととなれば、行政の長である総理の責任は極めて重大であります。総理であると同時に議会人でもある村山さんの御見解を伺いたいのであります。

さて、本法案については、まず今回の政府案によつて、阪神・淡路大震災において露見したさまざまな問題について何を反省し、何を学ばれたのか、そしてどのように対処することを考えておられるのか。また、政府案の内容は、阪神・淡路大震災で見せた政府の不手際を二度と繰り返すこと

はないと果たして断言できるものであると本当に考えておられるのか、総理の基本的な所見をお伺いしたいと思うのであります。

次に、政府案においては、緊急災害対策本部は、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合、特別の必要があると認めるときに設置することができるとしております。

総理、この場合の「著しく異常かつ激甚な非常災害」とは具体的にどのような場合をいうのでしょうか。「著しく異常」というような縛りを設けると、緊急災害対策本部をスムーズに設置できないおそれが生じます。これに対する政府の明確な要件、そして基準をお示しいただきたいのであります。

一方、我々が作成した法案にあるように、非常災害対策本部によつては災害応急対策の円滑な推進が困難であると認めるときに設置することができるとする方が緊急災害対策本部を設置しやすく、迅速、強力な災害対策を行うことが可能となるのではないのでしょうか。この点について総理の答弁を求めるのであります。

次に、非常災害対策本部について、政府案では、非常災害対策本部長には内閣総理大臣ではなく国務大臣を充て、また、本部長は国務大臣を初めとする指定行政機関の長に指示もできないままであり、迅速にして強力な災害応急対策を講じるために改めるべき点については何ら改められておらず、まことに不十分であると思うのであります。政府案は、設置について閣議を必要としておりましたが、修正協議で不要とされるなど、非常災害対策本部についての見直しが不十分であり、総理のリーダーシップがいかに発揮されるか甚だ不安であります。この点について総理の見解をお伺いいたします。

次に、阪神・淡路大震災の教訓の一つとして、自衛隊の災害派遣体制の不備の問題が挙げられます。この問題については、総理が設置した防災問題懇談会が自衛隊の災害派遣要請手続の簡素化の

ため措置を講じる必要がある旨の提言を行っております。この提言を受けて政府としてどのような対応をとり、またはとるつもりであるのか、防衛庁長官にお伺いいたすものであります。

また、政府案では、災害派遣を命ぜられた自衛官が、警察官や海上保安官などがその場に行かない場合に限り、各種の職権をかわって行使することとしております。しかし、我々が作成した法案にあるように、その場に警察官等がいらない場合に限らず、市町村長から要求があったときにはいつでも自衛官が市町村長の職権を行使することができるとした方が災害地におけるさまざまな状況に即応できるのであります。この点について国土庁長官の見解をお伺いいたしたいと思います。

次に、政府案では、警戒区域の設定について自衛隊に任せることができることとしたしております。しかしながら、災害派遣された自衛官は現地の事情に精通していない場合が想定されます。警戒区域の設定行為が国民の生活に重大な影響を与えることがあることを考慮しますと、日ごろから住民に接し、現地の事情に詳しい地方自治体の長が専らこれを行うべきであります。この点について国土庁長官の答弁を求めるのであります。

次に、我々の法案では、雲仙・普賢岳災害のような長期的火山災害についても考慮し、市町村長が警戒区域の設定を迅速かつ円滑に行えるよう、国及び都道府県は必要なる助言、経費の補助、その他の援助を行うことに努めなければならないとしたのであります。警戒区域の設定については、区域内の住民の資産や生活権を奪うなどの問題が指摘されており、市町村長が警戒区域を設定するに当たっては慎重にならざるを得ない状況にあることを考慮したものであります。

この点について、衆議院の災害対策特別委員会においては、本法案に対する附帯決議に盛り込んでいるわけですが、国及び都道府県が助言、経費の補助、その他の援助を行うことに関して総理はいかがお考えか、明確にお答えをお願い

いたします。

次に、災害対応のための国家組織体制のあり方について伺います。

現在の国土庁防災局を中心とする国の防災体制が既に制度疲労を来していることは、阪神・淡路大震災におけるあのような悲惨な結果を見ても明白であります。我々は、この際、国の防災業務を担当する組織体制のあり方を根本的に見直し、内閣総理大臣のもと、災害対策が各省庁の縦割りを超えて統一的に講ぜられるよう、国土庁防災局及び中央防災会議の一部の機能を内閣官房及び総理府本府に移行し、災害に関する行政各部の施策の総合調整を行うための総合防災室を常設すること提案いたしました。これに対する総理の御見解をお伺いいたします。

また、この点については、阪神・淡路大震災において総理の特命を受けて活躍された小里前地震対策担当大臣の著書を拝見いたしますと、我々と同様に官邸機能強化の意見を記されておられます。しかしながら、政府案には、小里担当大臣の実務に基づく真摯な提言が全く生かされておらず、盛り込まれていないわけであります。これはまさに国民の多大な犠牲から何も学ばず何も反省しない、さらに担当大臣の経験すら生かそうとしない無責任な態度であると言わざるを得ません。総理、小里さんは我々野党から見てもよくやっただと思ふんですよ。総理もそういう見解を述べておられる。しかしそれが、著した著書を全く参考にしてない政府案が出てくるというところは極めて奇怪なことですよ。この点については総理の明快な御答弁をお伺いいたします。

さて、先月三十日、阪神・淡路復興委員会は、三月余りの任期を残しながら、阪神・淡路地域の復興に関する最終報告を総理に提出いたしました。被災地では、生活に苦しむ被災者や再建のめどが立たない中小企業がいまだに多い状況にあり、道路や鉄道などの都市基盤の復旧ぶりに比べ、個人の復活はその努力にもかかわらず極めて

困難であります。

復興委員会は、七月の意見で、被災で生じた生活の困窮を緩和するため、医療、職場、住宅の総合的対策を第一にと強調しましたが、しかし政府がその後、対策をどこまで具体化したかはまだ見えておりません。政府として、今後、本格的な復興に向けてどのように解決の道筋をつけるのか、総理にお答えをお願い申し上げます。

阪神・淡路大震災の経験によれば、このような大規模自然災害では個人補償をしないという旧来の発想に限界があることを我々は知らなければならぬのであります。このため、国や自治体による基金づくりや地震保険など、大都市災害の復興にかかわる難問と正面から取り組む必要があると考えるのであります。この点について最後に総理の御答弁を求め、私の質問を終わりたいと思います。(拍手)

(国務大臣村山富市君登壇、拍手)

○国務大臣(村山富市君) 北澤議員の質問にお答えを申し上げます。

今回、修正協議が進められた過程において担当省庁より所要の説明が行われたと聞いておりますが、これは国会における協議に介入したというようなものではないと考えております。

次に、阪神・淡路大震災は戦後初めて大都市を襲った大規模災害であり、情報収集・伝達、緊急対応体制、広域連携等の面で多くの教訓をもたらしました。このような教訓を踏まえ、災害対策の広範な見直しを行い、特に初期期における情報収集体制の強化や緊急災害対策本部の設置要件の緩和、地方公共団体の相互応援等の規定を改正案に盛り込み、改善を図ってまいりましたところでございます。

今回の改正により、大規模災害においてもより的確かつ迅速に災害応急対策を実施することができると考えております。

次に、緊急災害対策本部の設置要件について、従来の設置要件である災害緊急事態布告がなくとも設置できるように緩和したものであります。具体的には、社会通念に照らし、個々の事案ごとに判断すべきものであると考えております。

非常災害対策本部は、これまでの過去の設置事例を見ますと、基本的には非常緊急対策を適切に推進してきたものと考えてまして、現行どおりとしたところでございます。

次に、警戒区域の設定等の応急措置にかかわる支援につきましては、御指摘の点も踏まえまして、衆議院において付された附帯決議の趣旨を十分に尊重し、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、災害対策に関する行政各部の施策の総合調整機能については、国土に関する行政を総合的に推進する国土庁がその役割を果たすことが適当であると考えております。

御指摘にもございましたように、小里前担当国務大臣には大変真剣に取り組んでいただきました。その教訓にも学びながら、緊急災害対策本部等の本部長を補佐する事務局につきましては、防災問題懇談会の提言においても、国土庁防災局の組織体制の整備等を図る必要があるとされておりますが、大規模災害時には、現在運用しております緊急参集チームを初めとした関係省庁による総合的な体制づくりを迅速に行うなど、今後とも必要な対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、政府は七月に「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」を決定し、これに基づき、平成七年度第二次補正予算におきましても、生活の再建、経済の復興、安全な地域づくりの三つの基本的課題に対応した復興関連事業等を最大限盛り込み、事業費一兆四千四百億円、国費で七千八百億円に及ぶ復興対策経費等を計上したところでございます。今後とも、復興事業の円滑かつ着実な実施のため、地元地方公共団体の要請も踏まえ、政府一体となって取り組んでまいる所存でございます。

次に、防災問題懇談会の提言にあった災害相互支援基金のあり方につきましては、地方公共団体の間において検討されており、政府といたしまして、その内容を勘案しながら対応について検討してまいりたいと考えております。

現行の地震保険制度につきましては、引受限度額の引き上げを行う等、商品内容の改善を来年一月より行うこととしており、その実施状況を見守っていくことにしたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

(国務大臣池田清一君登壇、拍手)

○国務大臣(池田清一君) 北澤議員にお答えいたします。

自衛官は、本来、部隊行動を通じて救援を行うものであり、個々の自衛官に対する上官以外の者からの要求に応じて活動を行うことは予定されていないことなどから、市町村長から要求があった場合にまで自衛官に権限の行使をさせることは適当でないと考えておるところであります。

次に、警戒区域は災害の現場で緊急に設定されるものであり、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、かつ自衛官のみが現場にいる場合には、住民の生命、身体の保護に万全を期す観点から、その権限を自衛官に行使させる必要があるものと考えておるところでございます。(拍手)

(国務大臣衛藤征士郎君登壇、拍手)

○国務大臣(衛藤征士郎君) 北澤議員にお答え申し上げます。

防災問題懇談会の提言を受けまして、災害派遣の要請手続を簡略化したものでございます。現行では「派遣を必要とする期間」となっておりますが、これを「派遣を希望する期間」に改めるものであります。また、現行第三号の「派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数」の規定を外しまして簡略化したものでございます。(拍手)

平成七年十一月十日 参議院會議録第十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四條についての新たな特別協定の締結について承認を求め、外務委員長木庭健太郎君。

四

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四條についての新たな特別協定の締結について承認を求め、外務委員長木庭健太郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○木庭健太郎君 登壇、拍手。
ただいま議題となりました協定につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この協定は、一九九一年四月十七日に効力を生じた現行の米国との地位協定第二十四條についての特別措置協定の有効期間が来年三月三十一日までとなっていることにかんがみ、引き続き我が国が在日米軍基地労働者に対する基本給等の支払い及び在日米軍が公用のため調達する電気、ガス等の支払いに要する経費を負担するとともに、新たに在日米軍の訓練の移転に伴い追加的に必要となる経費を我が国が負担しようとするものでありまして、二〇〇一年三月三十一日まで効力を有することとなっております。

委員会におきましては、日米安保体制の現状と意義、沖縄米軍基地の整理、統合、縮小、駐留経費負担の理由、訓練移転に伴う追加的経費負担の上限、在日米軍が公用で調達する光熱水料の私用との区別、日米地位協定第十七條五項(c)の制度的改善等について質疑が行われましたが、詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の立本委員より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認められます。よって、本件は承認することに決しました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第二 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長片山虎之助君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔片山虎之助君登壇、拍手〕

○片山虎之助君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、上場会社等による利益をもつてする株式の消却の促進を図るため、上場会社等が株式の利益消却を行った場合のみなし配当について特例措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は會議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡吉典委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

もって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認められます。よって、本案は可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第三 日本放送協会平成五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書を議題といたします。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔及川一夫君登壇、拍手〕

○及川一夫君 ただいま議題となりました案件につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、日本放送協会の平成五年度決算書類でありまして、放送法の定めるところにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものであります。

その概要は、一般勘定において、五年度末における財務状況は、資産総額五千六百十四億四億、負債総額二千三百八十八億、資本総額三千三百六十六億となっており、また、当年度中の損益の状況は、事業収入五千五百十二億に對し、事業支出は五千二百四十四億で、差し引き事業収支差金は二百九十九億となっており、

なお、本件には、会計検査院の「記述すべき意見はない」旨の検査結果が付されております。

針の進捗状況、豊かな放送文化の意義、マルチメディア時代に向けた放送のあり方等、多岐にわたって質疑を行いました。その詳細は會議録によって御承知願います。	
質疑を終了し、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。	
以上、御報告申し上げます。(拍手)	
○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本件は委員長の報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。	
〔賛成者起立〕	
○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認められます。よって、本件は全会一致をもって委員長の報告のとおり承認することに決しました。	
本日はこれにて散会いたします。	
午前十時五分散会	
出席者は左のとおり。	
議員	議長 斎藤 十朗君
	副議長 松尾 官平君
荒木 清寛君	都築 謙君
小川 勝也君	山崎 力君
中尾 則幸君	高橋 令則君
市川 一朗君	小林 元君
高野 博師君	岩瀬 良三君
田 英夫君	魚住 裕一郎君
長谷川 道郎君	西川 玲子君
和田 洋子君	小山 峰男君
平田 健二君	曾川 健二君
田浦 直君	大森 礼子君
畑 恵君	戸田 邦司君
渡辺 孝男君	今泉 昭君
水島 裕君	加藤 修一君
益田 洋介君	石田 美栄君
武田 節子君	泉 信也君
釘宮 馨君	北澤 俊美君

平成七年十一月十日 参議院會議録第十号 議長の報告事項

山下 栄一君	牛嶋 正君	橋本 聖子君	林 芳正君	野村 五男君	大脇 雅子君	鈴木 和美君	赤桐 操君
統 訓弘君	浜四津敏子君	馳 浩君	長峯 基君	日下部徳代子君	尾辻 秀久君	志 浩 裕君	久保 巨君
木庭健太郎君	寺崎 昭久君	中原 爽君	中島 眞人君	片山虎之助君	鎌田 要人君	瀬谷 英行君	藤澤 弘君
白浜 一良君	勝木 健司君	景山俊太郎君	溝手 顯正君	清水嘉与子君	須藤良太郎君	立木 洋君	上田耕一郎君
星野 朋市君	足立 良平君	笠原 潤一君	太田 豊秋君	成瀬 守重君	大淵 桐子君		
寺澤 芳男君	広中和歌子君	金田 勝年君	河本 三郎君	浦田 貞雄君	小野 清子君		
林 寛子君	及川 順郎君	坪井 一字君	鹿熊 安正君	浦田 勝君	青木 幹雄君		
片上 公人君	平井 卓志君	鈴木 栄治君	西田 吉宏君	守住 有信君	石井 道子君		
石井 一二君	末広真樹子君	岡 利定君	河本 英典君	竹山 裕君	山本 正和君		
水野 誠一君	松村 龍二君	野間 起君	斎藤 文夫君	松前 達郎君	井上 孝君		
三浦 一水君	椎名 素夫君	久世 公麿君	木宮 和彦君	板垣 正君	大木 浩君		
本岡 昭次君	奥村 展三君	山崎 正昭君	中曾根弘文君	高木 正明君	宮澤 弘君		
保坂 三蔵君	平田 耕一君	石川 弘君	鴻池 祥肇君	松浦 功君	森山 眞弓君		
鈴木 正孝君	山本 保君	石渡 清元君	真鍋 賢二君	菅野 久光君	上山 和人君		
常田 享詳君	岩井 國臣君	吉川 芳男君	岡野 裕君	田村 公平君	国井 正幸君		
林 久美子君	友部 達夫君	下福集耕吉君	倉田 寛之君	西川 潔君	山下 芳生君		
福本 潤一君	海野 義孝君	上杉 光弘君	香掛 哲男君	前川 忠夫君	江本 孟紀君		
塩崎 恭久君	服部三男雄君	山東 昭子君	林田悠紀夫君	小島 慶三君	島袋 宗康君		
清水 達雄君	山崎 順子君	井上 裕君	岡部 三郎君	笠井 亮君	栗原 君子君		
横尾 和伸君	平野 貞夫君	村上 正邦君	遠藤 要君	今井 澄君	川橋 幸子君		
直嶋 正行君	松浦 孝治君	井上 吉夫君	佐々木 満君	山田 俊昭君	阿部 幸代君		
二木 秀夫君	猪熊 重二君	岩崎 純三君	前田 勲男君	谷本 嶺君	清水 澄子君		
風間 昶君	長谷川 清君	南野知恵子君	山本 一太君	菅野 壽君	竹村 泰子君		
木暮 山人君	野沢 太三君	依田 智治君	梶原 敬義君	武田邦太郎君	筆坂 秀世君		
永田 良雄君	鈴木 貞敏君	一井 淳治君	谷川 秀善君	須藤美也子君	千葉 景子君		
志村 哲良君	大久保直彦君	武見 敬三君	鈴木 政二君	渡辺 四郎君	及川 一夫君		
吉田 之久君	鶴岡 洋君	照屋 寛徳君	齋藤 勲君	山口 哲夫君	西山登紀子君		
永野 茂門君	鈴木 省吾君	朝日 俊弘君	釜本 邦茂君	緒方 靖夫君	吉川 春子君		
世耕 政隆君	大野 明君	龜谷 博昭君	北岡 秀一君	峰崎 直樹君	薬科 満治君		
坂野 重信君	加藤 紀文君	小山 孝雄君	伊藤 基隆君	三重野栄子君	角田 義一君		
佐藤 静雄君	矢野 哲朗君	菅野 茂君	佐藤 泰三君	村沢 牧君	有働 正治君		
吉村剛太郎君	狩野 安君	関根 則之君	大島 慶久君	橋本 敦君	吉岡 吉典君		

議長の報告事項
一昨八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

鈴木 正孝君

補欠

田村 秀昭君

外務委員

辞任

田村 秀昭君

補欠

鈴木 正孝君

厚生委員

辞任

高木 正明君

補欠

陣内 孝雄君

運輸委員

辞任

泉 信也君

補欠

釘宮 馨君

政府委員

国土庁防災局長

村瀬 興一君

国務大臣

内閣総理大臣

村山 富市君

外務大臣

河野 洋平君

大蔵大臣

武村 正義君

郵政大臣

井上 一成君

国防大臣

衛藤征士郎君

国務大臣

池端 清一君

国土庁長官

通信委員

辞任

補欠

陳内 孝雄君 高木 正明君
同日調査会において選任した理事は次のとおりである。

国民生活・経済に関する調査会

理事 片上 公人君 (武田節子君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律案(河村たかし君外五名提出)(衆第一七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四條についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第四号)

外務委員会に付託

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一号)

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

科学技術基本法案

同日本院は、衆議院送付の次の議案を可決した旨衆議院に通知した。

高齡社会対策基本法案(第百三十二回国会本院提出衆議院継続審査)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

科学技術基本法案
高齡社会対策基本法案

同日議長は、去る五日のイツハク・ラビン・イスラエル国首相の逝去に際し、シェヴァハ・ヴァイス同国会議長宛弔電を発送した。

昨九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

海老原義彦君
田村 秀昭君

大河原太一郎君
鈴木 正孝君

地方行政委員

辞任

補欠

山本 一太君

田沢 智治君

法務委員

辞任

補欠

中原 爽君

宮澤 弘君

外務委員

辞任

補欠

田沢 智治君

山本 一太君

武見 敬三君

阿部 正俊君

宮澤 弘君

中原 爽君

鈴木 正孝君

田村 秀昭君

大蔵委員

辞任

補欠

大河原太一郎君

海老原義彦君

文教委員

辞任

補欠

阿部 正俊君

武見 敬三君

厚生委員

辞任

補欠

陳内 孝雄君

高木 正明君

運輸委員

辞任

補欠

釘宮 磐君

泉 信也君

通信委員

辞任

補欠

高木 正明君

陳内 孝雄君

議院運営委員

辞任

補欠

阿曾田 清君

魚住裕一郎君

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一五号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

公職選挙法の一部を改正する法律案(瓦力君外二十五名提出)(衆第一八号)

政党政助成法の一部を改正する法律案(瓦力君外二十五名提出)(衆第一九号)

国際開発協力基本法案(鹿野道彦君外五名提出)(衆第二〇号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一号)審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四條についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第四号)審査報告書

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

異動前の氏名 異動後の氏名 年月日

官職名 官職名

日本放送協会平成五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書審査報告書

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

異動前の氏名 異動後の氏名 年月日

官職名 官職名

外務省総務局軍備管理・科学審議官 河村 武和君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省総務局軍備管理・科学審議官河村武和君(同日議長承認)を、第百三十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

外務省総務局軍備管理・科学審議官 河村 武和君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省総務局軍備管理・科学審議官河村武和君(同日議長承認)を、第百三十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

外務省総務局軍備管理・科学審議官 河村 武和君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省総務局軍備管理・科学審議官河村武和君(同日議長承認)を、第百三十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

外務省総務局軍備管理・科学審議官 河村 武和君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省総務局軍備管理・科学審議官河村武和君(同日議長承認)を、第百三十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

外務省総務局軍備管理・科学審議官 河村 武和君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省総務局軍備管理・科学審議官河村武和君(同日議長承認)を、第百三十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

外務省総務局軍備管理・科学審議官 河村 武和君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省総務局軍備管理・科学審議官河村武和君(同日議長承認)を、第百三十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

外務省総務局軍備管理・科学審議官 河村 武和君

平成七年十一月九日

外務委員長 木庭健太郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、日本国が、日本国に雇用されて合衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対する一定の給与の支払及び合衆国軍隊等が公用のため調達する電気等の支払に要する経費を負担すること、日本国政府の要請に基づき、合衆国が合衆国軍隊の行う訓練を他の施設及び区域を使用するよう変更する場合に、その変更に伴って追加的に必要となる経費を負担すること等について規定しており、二〇〇一年三月三十一日まで効力を有する。我が国がこの協定を締結することは、日米安保条約の目的達成のため日本国に維持されている合衆国軍隊の効果的な活動に資すると思われるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

この協定の規定を実施するため、平成八年度政府予算案において、当該年度に新たに生ずる所要経費が計上されることとなる。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年十一月十日 参議院会議録第十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

平成七年十一月七日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 斎藤 十朗殿

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「条約」という。)及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「協定」という。)

「地位協定」という。)に基づき日本国に維持されている合衆国軍隊(以下「合衆国軍隊」という。)は、日本国の安全並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与していることを確認し、合衆国軍隊又は地位協定第十五条(a)に定める諸機関のために労務に服する労働者で日本国が雇用するもの(以下「労働者」という。)の安定的な雇用を維持し、合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、これまで講じられてきた諸措置、特に、千九百九十一年一月十四日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結において、合衆国軍隊を維持することに伴う経費の負担の原則を定める地位協定第二十四条についての特別の措置が定められたことを想起し、

両国を取り巻く諸情勢に留意し、合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、地位協定第二十四条についての新たな特別の措置を講ずることが必要であることを認めて、次のとおり協定した。

第一条

日本国は、この協定が効力を有する期間、労働者に対する次の給与の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

- (a) 基本給、日雇従業員の日給、特殊期間従業員の給与、時給制臨時従業員の時給及び劇場従業員の給与
- (b) 調整手当、解雇手当、扶養手当、隔遠地手当、特殊作業手当、夏季手当、年末手当、寒

冷地手当、退職手当(人員整理のため合衆国軍隊又は地位協定第十五条(a)に定める諸機関により解職される労働者及び業務上の就労不能又は業務上の傷病による死亡により雇用が終了する労働者に対する退職手当を含む。)、人員整理退職手当、人員整理あん分手当、通勤手当、転換手当、職位転換手当、年度末手当、夜間勤務手当、住居手当、單身赴任手当、時間調整給、時間外勤務給、時給制臨時従業員の割増給、祝日給、夜勤給、休業手当及び時給制臨時従業員の業務上の傷病に對して認められる日給

- (c) 船員の有給休暇未付与手当、危険貨物手当、乗船手当、機関部手当、機関作業手当、消火手当、外国船手当、外国航路手当、労働手当、出動手当、小型船手当、油送船手当、引き船手当及び船長・機関長手当

第二条

日本国は、この協定が効力を有する期間、合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書を付して日本国で公用のため調達する次のものに係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

- (a) 公益事業によって使用に供される電気、ガス、水道及び下水道
- (b) (a)に規定するものを除くほか、暖房用、調理用又は給湯用の燃料

第三条

日本国は、条約第六条の規定に基づいてアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域(以下「施設及び区域」という。)のうちいずれか特定の施設及び区域を使用して合衆国軍隊が実施する訓練に

関し、地位協定第二十五條に定める合同委員会（以下「合同委員会」という。）における日本国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国がその全部又は一部を当該特定の施設及び区域に代えて他の施設及び区域を使用するよう変更する場合には、その変更に伴って追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担する。もっとも、日本国政府が、当該要請に当たり、日本国がこの条の規定に従って経費を負担するとの通告をアメリカ合衆国政府に対して行う場合に限る。

第四条

日本国は、同国の会計年度ごとに、それぞれ第一條、第二條及び前條の規定に基づいて負担する経費の具体的金額を決定し、当該決定をアメリカ合衆国に対し速やかに通報する。

第五条

日本国及びアメリカ合衆国は、この協定の実施に関するすべての事項につき、合同委員会を通じて協議することができる。

第六条

この協定は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換されていることを条件として、千九百九十六年四月一日に効力を生じ、二十一年三月三十一日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、署名のために正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十五年九月二十七日にニューヨーク

で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
河野洋平

アメリカ合衆国のために
ウォーレン・クリストファー

審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成七年十一月九日

大蔵委員長 片山虎之助

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、上場会社等による利益をもつてする株式の消却の促進を図るため、当該消却に応じた個人株主が交付を受ける金銭の額のうち資本等の金額に対応する金額を超える部分の金額及びその消却された株式に対応する資本の金額のうち消却されなかった株式に対応する部分の金額に係るみなし配当について、課税を行わないこととする等の特例を設けるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

租税特別措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三條により送付する。

平成七年十月三十一日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 斎藤 十朗殿

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九條の五」を「第九條の六に改める。

第九條の五第一項中「行つた場合」の下に「(前條

第四項の規定の適用がある場合を除く。）」を加

え、「証券取引法第二條第十一項に規定する証券

取引所に上場されている株式その他これに類する

ものとして政令で定める株式を発行した法人」を

「上場会社等」に改め、第二章第一節中同條を第九

條の六とする。

第九條の四の次に次の一條を加える。

(上場会社等の利益をもつてする株式の消却の

場合のみなし配当の課税の特例)

第九條の五 証券取引法第二條第十一項に規定す

る証券取引所に上場されている株式その他これ

に類するものとして政令で定める株式を発行し

た株式会社以下この条及び次條第一項において

「上場会社等」という。が、租税特別措置法の

一部を改正する法律(平成七年法律第 号)

の施行の日から平成十一年三月三十一日までの

期間(第四項において「指定期間」という。)内

に、証券取引法第二十七條の二十二の二第一項

に規定する公開買付けにより利益をもつてする株式の消却を行つた場合において、当該上場会社等の株主である個人が当該公開買付けに応じ

て行つた当該上場会社等の株式の譲渡の対価とし

て当該上場会社等から当該株式の消却により交

付される金銭の交付を受け、かつ、その金銭の

額が当該上場会社等の法人税法第二條第十六号

に規定する資本等の金額のうちその交付の基因

となつた株式に係る部分の金額を超えるときは

は、その超える部分の金額については、所得税

法第二十五條第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十

七條の十第四項(第三十七條の十二第四項にお

いて準用する場合を含む。)の規定の適用につい

ては、第三十七條の十第四項中の「金額」とある

のは、「(金額)第九條の五第一項の規定の適用

を受ける金額を除く。」とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における第三

十七條の十一の規定の適用については、同條第

一項第三号中「商法第二百三十條ノ八ノ二第二

項又は商法等の一部を改正する法律(昭和五十

六年法律第七十四号)附則第十九條第一項の規

定に基づいて行つたこれらの規定に規定する端株

又は単位未満株式」とあるのは、「証券取引法第

二十七條の二十二の二第一項に規定する公開買

付けに応じ行つた株式」とする。

4 上場会社等が指定期間内に利益をもつてする

株式の消却を行つた場合には、その消却した株

式に対応する資本の金額(当該金額がその消却

に充てた利益の金額を超える場合には、当該利

益の金額)のうち所得税法第二十五條第二項(同

項第一号に係る部分に限る。)の規定により利益

の配当の額とみなされる金額(以下この項及び次項において「みなし配当額」という。)については、所得税を課さない。この場合において、当該みなし配当額に係る配当所得については、同法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

5 前項の規定により所得税を課さないこととされるみなし配当額の支払については、所得税法第二百二十四条第一項から第三項まで、第二百二十五条及び第二百二十八条第一項の規定は、適用しない。

6 第四項の規定の適用がある場合における株式の取得価額の計算の特例その他第一項及び第四項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十七條の七を第六十七條の八とし、第六十七條の六の次に次の一条を加える。

(上場会社等の利益をもつてする株式の消却の場合のみなし配当の課税の特例)

第六十七條の七 証券取引法第二條第十一項に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式を発行した株式会社(以下この条において「上場会社等」という。)が、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間に、利益をもつてする株式の消却を行った場合には、その消却した株式に対応する資本の金額(当該金額がその消却に充てた利益の金額を超える場合には、当該利益の金額)のうち当該上場会社等の株主である内国法人がその消却の時に對して有する株式で消却されなかつたものに對する部分の金額については、法人税法第二十四條第

二項の規定は、当該内国法人が同項の規定の適用を選択した場合を除き、適用しない。

2 利益をもつてする株式の消却を行った上場会社等の株式を有する第二條第一項第二号に規定する外国法人に係る法人税法第四十二條の規定の適用については、同条中の「規定」とあるのは、「及び租税特別措置法第六十七條の七第一項(上場会社等の利益をもつてする株式の消却の場合のみなし配当の課税の特例)の規定」とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における株式の取得価額の計算の特例その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法の一部改正)

第二條 平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法(平成六年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第二條第三号中「第九條の四第一項後段」の下に、第九條の五第四項後段を加える。

審査報告書

日本放送協会平成五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成七年十一月九日

通信委員長 及川 一夫

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第四十條第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出された日本放送協会の平成五年度決算書類である。

この決算書類によれば、日本放送協会の平成五年度末における資産及び負債の状況は別表第1、並びに当年度中の損益の状況は別表第2のとおりである。

本件について、当年度収支予算、事業計画等が適正かつ効率的に執行されたかどうか、さら

(別表第1) 平成五年度末における資産及び負債の状況

一般勘定

科 目	金 額
資 産 総 額	561,429
負 債 総 額	230,814
資 本 総 額	330,615

受託業務等勘定

科 目	金 額
資 産 総 額	7
負 債 総 額	7

に日本放送協会の運営全般につき慎重に審査を行った結果、これを承認すべきものと認めた。

(別表第2) 平成五年度中の損益の状況

一般勘定 (△は欠損)

科 目	金 額
経 常 事 業 収 入	556,280
経 常 事 業 支 出	522,688
経 常 事 業 収 支 差 金	33,592
経 常 事 業 外 収 入	9,582
経 常 事 業 外 支 出	12,196
経 常 事 業 外 収 支 差 金	△ 2,614
経 常 収 支 差 金	30,978
特 別 収 入	882
特 別 支 出	2,003
当 期 事 業 収 支 差 金	29,857
資 本 支 出 充 当 金	16,623
事 業 収 支 剩 余 金	13,234

(注) 事業収支剰余金は翌年度以降の財政安定のための財源に充てることとしている。

受託業務等勘定 (△は欠損)

科 目	金 額
経 常 事 業 収 入	610
経 常 事 業 支 出	499
経 常 事 業 収 支 差 金	111
経 常 事 業 外 支 出	17
経 常 事 業 外 収 支 差 金	△ 17
当 期 事 業 収 支 差 金	94
事 業 収 支 剩 余 金	94

(注) 事業収支剰余金は、一般勘定の経常事業収入に繰り入れている。

日本放送協会平成五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書右 国会に提出する。

平成七年二月三日

内閣総理大臣 村山 富市

日本放送協会平成5年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

6 検 第 456 号
平成 6 年 12 月 8 日

内閣総理大臣 村山 富市殿

会計検査院長 矢崎 新一閣

日本放送協会平成5年度財産目録等について

日本放送協会平成5年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書等の検査を了したのでこれを回付する。
なお、検査の結果記述すべき意見はない。

1 平成5年度財産目録

財 産 目 録

平成 6 年 3 月 31 日現在

(一 般 勘 定)

科 目	内 容		合 計
	摘 要	金 額	
(資産の部)		千円	千円
流動資産	現金	119,267	126,757,618
現金及び預金	現金	91,321,401	91,440,668
	預金	16,840,495	1,342,495
	受信料未収金	△ 15,498,000	
	受信料未収金		
	未収受信料欠損引当金		
有価証券	受信料未収金の収納不能見越額		23,247,207
貯蔵品	国債、金融債ほか		39,189
前払費用	放送記念品		4,477,366
	翌年度番組関係費	3,692,942	

未 収 金	翌年度受信料収納費	199,306	
その他の流動資産	その他の前払費用	585,118	4,495,614
固定資産	差入保証金	1,323,087	1,715,079
有形固定資産	建物賃借保証金ほか	391,992	
建 物	償 仏 金		416,471,164
	建物	152,469,785	307,649,402
	減価償却累計額	△ 50,768,124	101,701,611
構 築 物	空中線設備ほか	94,190,826	31,025,782
	減価償却累計額	△ 63,165,044	
機械及び装置	放送設備ほか	394,430,957	115,327,522
	減価償却累計額	△ 279,103,435	
放 送 衛 星	放送衛星 3 号	27,139,415	14,052,581
	減価償却累計額	△ 13,080,834	
車両及び運搬具	中継車ほか	6,467,626	1,890,243
	減価償却累計額	△ 4,587,383	
器 具			588,933

(外 号) 号

器具	器具減価償却累計額	器具、事務用器ほか	1,831,765 1,242,832	23,843,098 6,974,691 12,254,941 12,744,596 12,744,596	資産合計 (負債の部) 流動負債 短期借入金 一年以内に返済する長期借入金 一年以内に償還する放送債券 未払金	契約収納事務費 放送債券利息 納付消費税 その他の未払金	3月分電力料ほか 翌年度分受信料の収納額 技術協力料ほか 集金委託保証金ほか 源泉徴収所得税ほか	3,010,359 247,263 2,087,202 34,233,341	561,429,234 139,533,240 149,000 6,257,000 4,910,000 39,578,165
土地		放送会館・放送所敷地ほか 放送衛星3号N 広島放送会館整備ほか	△ 1,242,832						
放送衛星建設仮勘定									
その他の建設仮勘定									
無形固定資産									
無形固定資産									
施設利用権		国際放送送信設備利用権ほか	12,704,682						
その他の無形固定資産		地上権	39,914						
出資その他の資産									
長期預金		定期預金 国債、金融債ほか	96,077,166 16,600,000 73,268,189						
長期保有有価証券									
出資									
		通信・放送機構に対する出資 関連事業に対する出資 例NHKエニタープライズほか	1,127,542 3,470,650	4,598,192					
長期前払費用		その他の長期前払費用 放送所敷地賃借料未經過分ほか	1,610,785	1,610,785					
特 定 資 産		放送債券償還資金積立金 放送債券償還資金積立金 放送会館等の建設資金積立金	18,200,452 11,092,000 7,108,452						

科 目		内		合 計
		摘 要	額	
(資 産 の 部)	流 動 資 産		千円	千円
	現金及び預金		4,471	4,471
未 収 金	預 金			
	記録映像制作受託代			2,999
(負 債 の 部)	資 産 合 計			<u>7,470</u>
	流 動 負 債			<u>7,470</u>
未 払 金	納付消費税ほか			7,470
負 債 合 計				<u>7,470</u>

2 平成5年度貸借対照表

表 照 对 借 貸

平成6年3月31日現在

(一) 一般勘定

科 目	内 訳	金 額	構 成 比
	千円	千円	%
(資 産 の 部)			
流 動 資 産			
現金預金	16,840,495	91,440,668	
現金及び未収信用当金	△ 15,498,000	1,342,495	
有価証券		23,247,207	
貯 蔵 品		39,189	
前 払 費 用		4,477,366	

未 収 金	計 産 金	未 収 金
その他の流動資産合計	4,495,614	22.6
流動資産合計	1,715,079	
有形固定資産	126,757,618	
建物	152,469,735	
減価累計額	△ 50,768,124	101,701,611
構築物	94,190,826	
減価累計額	△ 63,165,044	31,025,782
機械及び装置	394,430,957	
減価累計額	△ 279,103,435	115,327,522
放送	27,133,415	
減価累計額	△ 13,080,334	14,052,581
車両及び運搬具	6,467,626	
減価累計額	△ 4,587,383	1,880,243
器具	1,831,765	
減価累計額	△ 1,242,832	568,933
土地		23,843,098
放送衛星建設仮勘定		6,974,691
その他の建設仮勘定		12,254,941
有形固定資産合計	307,649,402	54.8
無形固定資産		
無形固定資産	12,744,596	
無形固定資産合計	12,744,596	2.3
出資その他の資産		
長期預金	16,600,000	
長期保有価証券	73,268,189	

出 資 用	4,598,192	
長期前払資産合計	1,610,785	
出資その他の資産合計	96,077,166	17.1
固定資産合計	416,471,164	74.2
特 定 資 産		
放送債券償還積立資産	11,092,000	
建設積立資産	7,108,452	
特定資産合計	18,200,452	3.2
資産合計	561,429,234	100.0
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金	149,000	
一年以内に返済する長期借入金	6,257,000	
一年以内に償還する放送債券	4,910,000	
未償還料前受金	39,578,165	
受他の流動負債	86,768,809	
その他の流動負債	1,870,266	
流動負債合計	139,583,240	24.8
固定負債		
放送借入金	38,150,000	
長期手当引当金	23,481,000	
退職手当引当金	29,650,000	
固定負債合計	91,281,000	16.3
負債合計	230,864,240	41.1
(資本の部)		
資本	246,665,353	
繰上資本	163,375	
固定資産充当資本	246,501,978	

積立金	54,092,584	
建設積立金	7,108,452	
繰上金	46,984,132	
当期事業収支差金	29,857,057	
当 期 事 業 収 入	330,614,994	58.9
負債合計	561,429,234	100.0

(受託業務等勘定)

科 目	内 訳	金 額	構 成 比
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金	4,471		
未償還料前受金	2,999		
流動資産合計	7,470	100.0	
(負債の部)			
流動負債			
未償還料前受金	7,470	100.0	
流動負債合計	7,470	100.0	
流動資産負債合計	7,470	100.0	

3 平成5年度損益計算書

損 益 計 算 書

平成5年4月1日から平成6年3月31日まで

(一般勘定)

科 目	金 額	千円	千円
経常事業収入	547,649,725		556,279,988
受 信 料			

経 常 事 業 収 入		入 出 費	2,158,822	
交 付 金 収 入			6,471,441	522,687,994
経 常 事 業 支 出			198,056,503	
国 内 放 送 出 費			4,433,471	
国 際 放 送 出 費			49,412,960	
契 約 対 策 費			1,600,084	
受 信 報 費			2,575,929	
広 報 研 究 費			5,952,815	
調 査 費			137,350,529	
給 与			48,791,382	
退 職 手 当 ・ 厚 生 費			12,369,454	
一 般 管 理 費			46,646,867	
減 価 償 却 費			15,498,000	
未 収 受 信 料 欠 損 償 却 費				33,591,994
経 常 事 業 収 支 差 金				
経 常 事 業 外 収 入			9,025,659	9,581,916
財 務 収 入			556,257	
経 常 事 業 外 支 出			12,196,027	
財 務 支 出				
経 常 事 業 外 収 支 差 金			12,196,027	△ 2,614,111
経 常 収 支 差 金			16,623,000	30,977,883
資 本 支 出 金			14,354,883	
当 期 利 余 金				882,344
特 別 収 入			550,314	
特 定 資 産 売 却 益				

別	固 定 資 産 受 贈 益	325,524	
収	過 年 度 損 益 修 正 益	6,506	2,003,170
支	特 別 支 出	312,628	
	固 定 資 産 売 却 損	1,653,399	
	固 定 資 産 除 却 損	37,143	
	過 年 度 損 益 修 正 損		
当 期 事 業 収 支 差 金		16,623,000	29,857,057
資 本 支 出 金		13,234,057	
事 業 収 支 剩 余 金			

(受託業務等勘定)

科 目	金 額
経 常 事 業 収 入	千円 610,499
経 常 事 業 等 収 入	610,499
受 託 業 務 支 出	499,358
経 常 事 業 支 出	499,358
受 託 業 務 等 支 出	111,141
経 常 事 業 収 支 差 金	
経 常 事 業 外 支 出	17,281
財 務 支 出	17,281
経 常 事 業 外 収 支 差 金	△ 17,281
当 期 事 業 収 支 差 金	93,860
資 本 支 出 金	
当 期 利 余 金	93,860
一 般 勘 定 へ の 繰 入 れ	93,860

4 平成5年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書
平成5年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書
1 決 算 概 説
日本放送協会は、平成5年度の事業運営に当たり、長引く日本経済の低迷など厳しい経営環境の下

で、平成2～6年度経営計画の第4年度として、業務全般にわたり極力効率的な運営に努めるとともに、経営財源の確保に努めた。

業務の実施に当たっては、多メディア・多チャンネル化の進展及び激動する国際情勢における放送の役割の高まりの中での公共放送としての役割を深く認識し、視聴者の期待と要望にこたえて、地上放送の充実刷新、衛星放送の充実と普及促進、ハイビジョンソフトの開発、国際放送の拡充、映像による国際交流の推進、新放送メディアの開発研究など各部門の事業活動を積極的に進め、放送を通じて国民生活の充実と文化の向上に資するよう努めた。

「一般勘定」の当年度末の資産、負債及び資本の状況を財産目録と貸借対照表でみると資産総額5,614億2,923万4千円に対し、負債総額2,308億1,424万円で、資本総額は3,306億1,499万4千円で、このうち当期事業収支差金は298億5,705万7千円である。

次に、当年度中の損益の状況を損益計算書でみると経常事業収入5,562億7,998万8千円に対し、経常事業支出は5,226億8,799万4千円で、差し引き経常事業収支差金は335億9,199万4千円であり、これに経常事業外収支差金△26億1,411万1千円を加えた経常収支差金は309億7,788万3千円である。これに特別収入8億8,234万4千円を加え、特別支出20億317万円を差し引いた当期事業収支差金は298億5,705万7千円であり、当期事業収支差金のうち、資本支出充当は166億2,300万円、事業収支剰余金は132億3,405万7千円である。

なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。「受託業務等勘定」の当年度末の資産、負債の状況を財産目録と貸借対照表でみると資産総額747万円に対し、負債総額747万円である。

次に、当年度中の損益の状況を損益計算書でみると経常事業収入6億1,049万9千円に対し、経常事業支出は4億9,935万8千円で、差し引き経常事業収支差金は1億1,114万1千円であり、これに経常事業外収支差金△1,728万1千円を加えた当期事業収支差金は9,386万円であり、この当期事業収支差金9,386万円は「一般勘定」へ繰り入れた。

(大 呼 聲)

加

2 資産、負債及び資本並びに損益の状況

当年度末における資産、負債及び資本の状況及び当年度内のその増減並びに当年度における損益の状況は、次のとおりである。

(1) 財産目録及び貸借対照表
(比較貸借対照表)

(一般勘定)

(単位 千円)

区 分	平成4年度末	平成5年度末	増	減
現金及び預金	65,731,045	91,440,668	25,709,623	
受信料未収金	1,831,644	1,342,495	△ 489,149	
有価証券	33,590,010	23,247,207	△ 10,342,803	
貯蔵品	41,770	39,189	△ 2,581	

前払費用	6,064,246	4,477,366	△ 1,586,880
未収金	4,989,885	4,495,614	△ 494,271
その他の流動資産	1,194,630	1,715,079	520,449
流動資産合計	(21,3) 113,443,230	(22,6) 126,757,618	13,314,388
有形固定資産	296,009,925	307,649,402	11,639,477
建物	101,296,070	101,701,611	405,541
構築物	30,031,074	31,025,782	994,708
機械及び装置	113,404,308	115,327,522	1,923,214
放送用機器	17,435,773	14,052,581	△ 3,383,192
車両及び運搬具	2,015,693	1,880,243	△ 135,450
器具	617,088	568,933	△ 28,155
土地	23,798,621	23,843,098	44,477
放送衛星建設仮勘定	4,008,000	6,974,691	2,966,691
その他の建設仮勘定	3,403,298	12,254,941	8,851,643
無形固定資産	14,000,412	12,744,596	△ 1,255,816
出資その他の資産	79,458,675	96,077,166	16,618,491
長期預金	11,600,000	16,600,000	5,000,000
長期保有有価証券	62,486,132	73,268,189	10,780,057
長期前払費用	3,581,642	4,598,192	1,016,550
	1,788,901	1,610,785	△ 178,116
固定資産合計	(73,0) 389,469,012	(74,2) 416,471,164	27,002,152
放送債券償還積立資産	13,536,000	11,092,000	△ 2,444,000
建設積立資産	16,758,455	7,108,452	△ 9,650,003
特定資産合計	(5,7) 30,294,455	(3,2) 18,200,452	△ 12,094,003

ア 資産の部
当年度末の資産総額は、前年度末の5,382億669万7千円に比べ282億2,253万7千円増加し、5,614億2,923万4千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	平成4年度末		平成5年度末		増 減
	金 額	構成比率 (%)	金 額	構成比率 (%)	
流動資産	113,443,230	21.3	126,757,618	22.6	13,314,388
固定資産	389,469,012	73.0	416,471,164	74.2	27,002,152
特 定 資 産	30,294,455	5.7	18,200,452	3.2	△12,094,003
合 計	533,206,697	100.0	561,429,234	100.0	28,222,537

イ 流動資産

当年度末の流動資産は、前年度末の1,134億4,323万円に比べ133億1,488万8千円増加し、1,267億5,761万8千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	平成4年度末	平成5年度末	増 減
現金及び預金	65,781,045	91,440,666	25,709,623
受 信 料 未 収 金	1,831,644	1,342,495	△489,149
有 価 証 券	38,590,010	23,247,207	△10,342,803
貯 蔵 費 品	41,770	39,189	△2,581
前 払 費 用	6,064,246	4,477,366	△1,586,880
未 収 金	4,989,885	4,495,614	△494,271
その他の流動資産	1,194,630	1,715,079	520,449
合 計	113,443,230	126,757,618	13,314,388

資 産 合 計	(100.0)	(100.0)	28,222,537
短 期 借 入 金	527,000	149,000	△ 378,000
一年以内に返済する長期借入金	12,317,000	6,257,000	△ 6,060,000
一年以内に償還する放送債券	6,750,000	4,910,000	△ 1,840,000
未 償 還 金	28,574,530	39,578,165	11,003,635
受 信 料 前 受 金	83,750,132	86,768,809	3,018,677
その他の流動負債	2,379,088	1,870,266	△ 508,832
流 動 負 債 合 計	(25.2) 134,297,760	(24.8) 139,538,240	5,235,480
放 送 債 権	43,060,000	38,150,000	△ 4,910,000
長期借入金	32,441,000	23,481,000	△ 8,960,000
退職手当引当金	22,650,000	29,650,000	7,000,000
固 定 負 債 合 計	(18.4) 98,151,000	(16.3) 91,281,000	△ 6,870,000
負 債 合 計	(43.6) 232,448,760	(41.1) 230,814,240	△ 1,634,520
資 産 合 計	219,078,179	246,665,353	27,587,174
資 本 合 計	163,375	163,375	0
固定資産充当資本	218,914,804	246,501,978	27,587,174
積 立 金	49,295,478	54,092,584	4,797,106
建設積立金	13,619,955	7,108,452	△ 6,511,503
繰越剰余金	35,675,523	46,984,132	11,308,609
当期事業収支差金	32,384,280	29,857,057	△ 2,527,223
資 本 合 計	(56.4) 300,757,937	(58.9) 330,614,994	29,857,057
負 債 資 本 合 計	(100.0) 533,206,697	(100.0) 561,429,234	28,222,537

(注) ()内は、資産合計及び負債資本合計を100とした構成比率(%)である。

注1 現金及び預金

(単位 千円)

区	分	金	額	摘	要
現	金		119,267		
預	金		91,321,401	定期預金ほか	
合	計		91,440,668		

注2 受信料未収金

(単位 千円)

区	分	金	額	摘	要
受	信		16,840,495	当年度末の受信料未収額	
未	収		15,498,000	翌年度における収納不能見越額	
合	計		1,342,495		

注3 有価証券

(単位 千円)

区	分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘	要
国	債	12,540,068	12,527,299	12,527,299	利付商工債券ほか	
金	融	2,100,000	2,100,000	2,100,000	公営企業債券ほか	
政	府	980,000	978,500	978,500	特別競走債券	
非	政	250,000	249,995	249,995	東京都公営公債ほか	
地	方	6,088,156	6,084,254	6,084,254	電力債券	
事	業	1,110,088	1,107,177	1,107,177	スウェーデン国立住宅金融公社債券	
外	債	200,000	199,982	199,982		
合	計	23,268,312	23,247,207	23,247,207		

上記有価証券の貸借対照表計上額は、原価法により算出している。

注4 貯蔵品

(単位 千円)

区	分	金	額	摘	要
放	送		39,189	放送出演記念用ボールペンほか	

上記貯蔵品の金額は、先入先出法により算出している。

注5 前払費用

(単位 千円)

区	分	金	額	摘	要
翌	年		3,692,942	翌年度放送テレビ番組「花の乱」等番組制作経費ほか	
年	度		199,306	受信料前受金に対応する収納事務費	
長	期		149,097	長期借入金の翌年度分利息	
そ	の		436,021	営業センター等翌年度分賃借料ほか	
合	計		4,477,366		

注6 未収金

(単位 千円)

区	分	金	額	摘	要
有	価		1,202,410	国債等の当年度分利息	
価	証		3,293,204	国際放送関係交付金第4・四半期分ほか	
合	計		4,495,614		

注7 その他の流動資産

(単位 千円)

区	分	金	額	摘	要
差	入		1,323,087	建物賃借保証金ほか	
仮	払		391,992	諸立替払金	
合	計		1,715,079		

(イ) 固定資産

(単位 千円)

区分	前年度末高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末高	減価償却累計額	差引当年度末高
有形固定資産	681,487,738	60,772,604	22,663,288	719,597,054	411,947,652	307,649,402
建物	149,358,403	5,487,446	2,376,114	152,469,735	50,768,124	101,701,611
構築物	91,519,661	4,500,555	1,829,390	94,190,826	63,165,044	31,025,782
機械及び装置	374,087,539	36,474,787	16,131,389	394,430,957	279,103,435	115,327,522
放送衛星	27,133,415	0	0	27,133,415	13,080,834	14,052,581
車両及び運搬具	6,393,268	717,784	643,426	6,467,626	4,587,383	1,880,243
器具	1,785,533	67,936	21,704	1,831,765	1,242,832	588,933
土地	23,798,621	129,663	85,186	23,843,098	—	23,843,098
放送衛星建設仮勘定	4,008,000	2,966,691	0	6,974,691	—	6,974,691
その他の建設仮勘定	3,403,298	10,427,742	1,576,099	12,254,941	—	12,254,941
無形固定資産	19,777,845	17,222	164,621	19,630,446	6,885,850	12,744,596
(有形・無形固定資産計)	701,265,583	60,789,826	22,827,909	739,227,500	418,833,502	320,393,998
出資その他の資産	79,458,675	16,897,356	278,865	96,077,166	—	96,077,166
長期預金	11,600,000	5,000,000	0	16,600,000	—	16,600,000
長期保有有価証券	62,488,132	10,780,057	0	73,268,189	—	73,268,189
出資	3,581,642	1,016,550	0	4,598,192	—	4,598,192
長期前払費用	1,788,901	100,749	278,865	1,610,785	—	1,610,785
合 計	780,724,258	77,687,182	23,106,774	835,304,666	418,833,502	416,471,164

注 1 有形固定資産及び無形固定資産の当年度増加額のうち、建設計画の実施に伴う増加は、58,765,982千円であり、その内容は次のとおりである。

新放送施設の整備 (衛星放送設備の整備等) 7,219,916千円
テレビジョン、ラジオ放送網の整備 (総合放送1局、教育放送1局、中波第1放送1局、FM放送1局の完成、放送装置の更新等) 11,774,268千円
放送会館の整備 (広島放送会館の整備等) 7,244,317千円
番組設備の整備 (放送センター番組送出設備の整備、地域放送充実のための機器の整備等) 27,190,483千円

研究設備等の整備 (研究開発設備の整備、事務機器の整備等) 5,336,998千円
注 2 当年度末のその他の建設仮勘定残高12,254,941千円の内容は、広島放送会館整備等である。
注 3 当年度末の無形固定資産残高12,744,596千円の内容は、国際放送送信設備等施設利用権12,704,682千円、地上権39,914千円である。
注 4 当年度末の長期預金残高16,600,000千円の内容は、定期預金である。
注 5 長期保有有価証券

(単位 千円)

区分	債券総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘 要
国 債	17,140,087	17,101,974	17,101,974	利付日本信用債券ほか
金 融 債	5,400,000	5,400,000	5,400,000	公営企業債券ほか
政 府 保 証 債	6,500,000	6,496,175	6,496,175	特別鉄道建設債券ほか
非 政 府 保 証 債	7,455,500	7,455,130	7,455,130	東京都公営公債ほか
地 方 債	12,760,000	12,756,181	12,756,181	電力債券ほか
事 業 債	12,175,912	12,163,269	12,163,269	アフリカ開発銀行債券ほか
外 債	12,278,764	11,775,460	11,775,460	
貸 付 信 託	120,000	120,000	120,000	
合 計	73,830,263	73,268,189	73,268,189	

上記有価証券の貸借対照表計上額は、原価法により算出している。

注 6 出 資

(単位 千円)

出 資 先	前年度末高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末高	一株の額	当年度末出資株式数
通信・放送機構	1,127,542	0	0	1,127,542	—	—
㈱NHKエンタープライズ	335,000	0	0	335,000	50,000円	6,700株
㈱NHKエデュケーショナル	67,000	0	0	67,000	50,000円	1,340株
㈱NHKクリエイティブ	67,000	0	0	67,000	50,000円	1,340株
㈱NHKソフトウェア	67,000	0	0	67,000	50,000円	1,340株

連	国	体	そ			
㈱NHK情報ネット ワーグ	153,500	56,000	0	209,500	50,000円	4,190株
㈱NHKアロモーショ ン	57,000	0	0	57,000	500円	114,000株
㈱NHKアート センター	63,350	63,350	0	126,700	500円	253,400株
㈱NHKテクニカル サービス	210,000	0	0	210,000	50,000円	4,200株
㈱日本放送出版協会 NHKきんきメディア アライアンス	33,000	0	0	33,000	50円	660,000株
㈱NHK名古屋アレー ンズ	52,000	0	0	52,000	50,000円	1,040株
㈱NHK名古屋アレー ンズ	30,000	0	0	30,000	50,000円	600株
㈱NHKちゅうごくソ フトウェア	26,000	0	0	26,000	50,000円	520株
㈱NHK九州メディアス ン	26,000	0	0	26,000	50,000円	520株
㈱NHK東北アライア ンス	26,000	0	0	26,000	50,000円	520株
㈱NHK北海道ビジョ ン	26,000	0	0	26,000	50,000円	520株
㈱NHK総合ビジネス センター	40,000	0	0	40,000	500円	80,000株
㈱NHKアイテック	151,000	0	0	151,000	500円	302,000株
㈱NHK文化センター サービス	20,000	0	0	20,000	500円	40,000株
㈱NHKコンピュータ サービス	57,000	0	0	57,000	50,000円	1,140株
㈱NHK営業サービス	120,000	0	0	120,000	50,000円	2,400株
㈱NHKフリンテック ス	0	10,000	0	10,000	500円	20,000株
㈱日本文字放送	40,000	0	0	40,000	50,000円	800株
㈱西日本文字放送	20,000	0	0	20,000	50,000円	400株
㈱中部文字放送	20,000	0	0	20,000	50,000円	400株
㈱放送衛星システム	0	821,400	0	821,400	50,000円	16,428株
㈱NHK名古屋ビルシ ステムズ	10,000	0	0	10,000	50,000円	200株
㈱日本ハイベジショ ン	130,000	0	0	130,000	50,000円	2,600株
㈱ハイベジショナル ド	24,000	12,000	0	36,000	50,000円	720株
福岡タワー	160,000	0	0	160,000	50,000円	3,200株
㈱キャパティサービス	2,000	0	0	2,000	50,000円	40株
㈱国際電気通信基礎技 術研究所	93,900	0	0	93,900	50,000円	1,878株

（株）エー・アール・アール通信システム研究所	8,500	0	0	8,500	50,000円	170株
（株）エー・アール・アール自動翻訳電話研究所	13,800	0	0	13,800	50,000円	276株
（株）エー・アール・アール音声翻訳通話研究所	2,400	6,600	0	9,000	50,000円	180株
（株）エー・アール・アール視聴覚機構研究所	11,500	0	0	11,500	50,000円	230株
（株）エー・アール・アール人間情報通信研究所	4,750	7,350	0	12,100	50,000円	242株
（株）エー・アール・アール光電波通信研究所	8,500	4,600	0	13,100	50,000円	262株
（株）宇宙通信基礎技術研究所	135,550	23,600	0	159,150	50,000円	3,183株
（株）次世代衛星通信・放送システム研究所	0	5,200	0	5,200	50,000円	104株
（株）コンピュータシミュレーション・アークセス・テクノロジー研究所	109,750	0	0	109,750	50,000円	2,195株
（株）高度映像技術研究所	32,600	6,450	0	39,050	50,000円	781株
合 計（42団体）	3,581,642	1,016,550	0	4,598,192	—	—

上記出資は、放送法第9条の2に基づき郵政大臣の認可を受けて出資している。

注7 当年度末の長期前払費用残高1,610,785千円の内容は、補完放送衛星地上管制設備管理料金1,594,169千円、放送所敷地賃借料未経過分等16,616千円である。

產資特定特(カ)

当年度末の特定資産は、前年度末の302億9,445万5千円に比べ120億9,400万3千円減少し、182億45万2千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	平成4年度末	平成5年度末	増 減
放 送 債 券 償 還 積 立 資 産	13,536,000	11,092,000	△ 2,444,000
建 設 積 立 資 産	16,758,455	7,108,452	△ 9,650,003
合 計	30,294,455	18,200,452	△ 12,094,003

注1 放送債券償還積立資産

区 分	平成4年度末	平成5年度		年度末
		増	減	
放送債券償還積立資産	13,536,000	4,306,000	6,750,000	11,092,000

上記放送債券償還積立資産は、放送法第42条第4項に基づき放送債券償還のために積み立てた資産である。

注2 建設積立資産

区 分	平成4年度末	平成5年度		年度末
		増	減	
建設積立資産	16,758,455	0	9,650,003	7,108,452

上記建設積立資産は、放送会館の建設等のための建設費に充てるために積み立てた資産である。

イ 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の2,324億4,876万円に比べ16億8,452万円減少し、2,308億1,424万円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	平成4年度末		平成5年度末		増 減
	金額	構成比率(%)	金額	構成比率(%)	
流動負債	134,297,760	57.8	139,533,240	60.5	5,235,480
固定負債	99,151,000	42.2	91,281,000	39.5	△ 6,870,000
合 計	232,448,760	100.0	230,814,240	100.0	△ 1,634,520

ロ 流動負債

当年度末の流動負債は、前年度末の1,342億9,776万円に比べ52億3,548万円増加し、1,395億3,324万円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	平成4年度末	平成5年度末	増 減
短期借入金	527,000	149,000	△ 378,000

一年以内に返済する長期借入金	12,317,000	6,257,000	△ 6,060,000
一年以上以内に償還する放送債券未払私金	6,750,000	4,910,000	△ 1,840,000
受信料前受金	28,574,530	39,578,165	11,003,635
その他の流動負債	83,750,132	86,768,809	3,018,677
合 計	2,379,098	1,870,266	△ 508,832

注1 短期借入金

区 分	金 額	摘 要
短期借入金	149,000	

上記短期借入金の借入先別金額は、第一勧業銀行77,000千円、富士銀行17,000千円、住友銀行15,000千円、さくら銀行12,000千円、三菱銀行9,000千円、三和銀行7,000千円、日本長期信用銀行4,000千円、日本興業銀行2,000千円、日本生命保険3,000千円、第一生命保険3,000千円である。

注2 未払金

区 分	金 額	摘 要
契約収納事務費	3,010,359	3月分受信契約取次・受信料収納事務費
放送債権利息	247,263	放送債券の当年度分利息
納付消費税	2,087,202	
その他の未払金	34,233,341	3月分電力料ほか
合 計	39,578,165	

注3 受信料前受金

区 分	金 額	摘 要
受信料前受金	86,768,809	翌年度分受信料の収納額

注4 その他の流動負債

区 分	金 額	摘 要
前 受 収 益 金	52,794 66,681	技術協力料ほか 集金委託保証金ほか
預 受 金	1,750,791	源泉徴収所得税ほか
合 計	1,870,266	

(単位 千円)

(イ) 固 定 負 債

当年度末の固定負債は、前年度末の981億5,100万円に比べ68億7,000万円減少し、912億8,100万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	平 成 4 年 度 末	平 成 5 年 度 末	増 減
放 送 債 券	43,060,000	38,150,000	△ 4,910,000
長 期 借 入 金	32,441,000	23,481,000	△ 8,960,000
退 職 手 当 引 当 金	22,650,000	29,650,000	7,000,000
合 計	98,151,000	91,281,000	△ 6,870,000

注1 放 送 債 券

(単位 千円)

区 分	平 成 4 年 度 末	平 成 5 年 度			
		発 行 額	償 還 額	組 替 額	年 度 末
固定負債・放送債券	43,060,000	0	—	△ 4,910,000	38,150,000
流動負債・一年以内 に償還する放送債券	6,750,000	—	6,750,000	4,910,000	4,910,000
合 計	49,810,000	0	6,750,000	0	43,060,000

注2 長期借入金

(単位 千円)

区 分	平 成 4 年 度 末	平 成 5 年 度			
		借 入 額	返 済 額	組 替 額	年 度 末
固定負債・長期借入金	32,441,000	1,751,000	—	△ 10,711,000	23,481,000
流動負債・一年以内 に返済する長期借入金	12,317,000	—	16,771,000	10,711,000	6,257,000
合 計	44,758,000	1,751,000	16,771,000	0	29,738,000

上記長期借入金の平成5年度末残高29,738,000千円の借入先別金額は、第一勧業銀行15,195,000千円、富士銀行3,450,000千円、住友銀行2,914,000千円、さくら銀行2,230,000千円、三菱銀行1,844,000千円、三和銀行1,458,000千円、日本長期信用銀行773,000千円、日本興業銀行446,000千円、日本生命保険714,000千円、第一生命保険714,000千円である。

ウ 資 本 の 部

当年度末の資本の部の総額は、前年度末の3,007億5,793万7千円に比べ298億5,705万7千円増加し、3,306億1,499万4千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	平 成 4 年 度 末	平 成 5 年 度 末	増 減
資 本	219,078,179	246,665,353	27,587,174
積 立 金	49,295,478	54,092,584	4,797,106
当 期 事 業 収 支 差 金	32,384,280	29,857,057	△ 2,527,223
合 計	300,757,937	330,614,994	29,857,057

(エ) 資 本

(単位 千円)

区 分	平 成 4 年 度 末	平 成 5 年 度 末	増 減
承 継 資 本	163,375	163,375	0
固 定 資 産 充 当 資 本	218,914,804	246,501,978	27,587,174
合 計	219,078,179	246,865,353	27,587,174

固定資産再評価益の資本組み入れ額 30億8,857万7千円

資本支出に充当し固定資産化されたものの累積額 2,434億1,340万1千円

(一) 立金

(単位 千円)

官報 (号外)

また、当年度末の繰越剰余金469億8,413万2千円は、前年度の当期事業収支差金から固定資産充当資本組み入れ額134億8,317万1千円及び建設積立金繰入れ額81億8,850万円を差し引いて繰り入れ、固定資産充当資本に組み入れた額44億5,400万円を差し引いたものである。

(7) 当期事业收支差金

(單位 千円)

区 分	平成4年度末	平成5年度末	増 減
当期事業収支差金	32,384,280	29,857,057	△ 2,527,223

当年度末の当期事業収支差金は298億5,705万7千円であり、このうち、166億2,300万円は資本支出に充当し、132億3,405万7千円は翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

(単位: 千円)

了資産の部

当年度末の資産総額は、前年度末の2,053万円に比べ1,306万円減少し、747万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	平成4年度末	平成5年度末	増	減
現金及び預金 及 び 貸 用 金 私 収 金	18,917 1,613 0	4,471 0 2,999	△ △ △	14,446 1,613 2,999
合 計	20,530	7,470	△	13,060

注1 現金及び預金

(単位 千円)

要	摘	額	金	分	区
		4,471		金	預

注2 未 収 金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
未 収 収 益	2,999	記録映像制作受託代

イ 負 債 の 部

当年度末の負債総額は、前年度末の2,053万円に比べ1,306万円減少し、747万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	平成4年度末	平成5年度末	増 減
未 払 金	8,820	7,470	△ 1,350
そ の 他 の 流 動 負 債	11,710	0	△ 11,710
合 計	20,530	7,470	△ 13,060

注 未 払 金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
納 付 消 費 税	6,539	
そ の 他 の 未 払 金	931	業務委託経費
合 計	7,470	

(2) 損 益 計 算 書

(比較損益計算書)

(一般勘定)

(単位 千円)

区 分	平成4年度	平成5年度	増 減
経 常 事 業 収 入	(100,0) 539,824,275	(100,0) 556,279,988	16,455,713
経 受 信 料	530,486,921	547,649,725	17,162,804

常 事 業 収 入	交 付 金 収 入 副 次 収 入	1,806,038 7,531,316	2,158,822 6,471,441	△ 1,059,875
	経 常 事 業 支 出	(93,8) 506,346,284	(94,0) 522,687,994	16,341,710
業 事 業 収 入	国 内 放 送 費	184,528,555	198,056,503	13,527,948
	国 際 放 送 費	4,125,183	4,433,471	308,288
	契 約 収 納 費	47,923,925	49,412,960	1,489,035
	受 信 対 策 費	1,541,263	1,600,084	58,821
	広 報 研 究 費	2,410,864	2,575,929	165,065
	調 査 費	5,618,876	5,952,815	338,939
	給 与 費	137,300,475	137,350,529	50,054
	退 職 手 当 ・ 厚 生 費	52,309,182	48,791,382	3,517,800
	一 般 管 理 費	11,887,541	12,369,454	481,913
	減 価 償 却 費	43,692,420	46,646,867	2,954,447
支	未収受信料欠損償却費	15,013,000	15,498,000	485,000
	経 常 事 業 収 支 差 金	(6,2) 33,477,991	(6,0) 33,591,994	114,003
	経 常 事 業 外 収 入	(2,1) 11,238,370	(1,7) 9,581,916	△ 1,656,454
	財 務 収 入	10,403,004	9,025,658	△ 1,377,345
常 事 業 外 収 入	維 持 費	835,366	556,257	△ 279,109
	経 常 事 業 外 支 出	(2,6) 14,112,442	(2,2) 12,196,027	△ 1,916,415
	財 務 支 出	14,112,442	12,196,027	△ 1,916,415
支	経 常 事 業 外 収 支 差 金	(△0,5) 2,874,072	(△0,5) 2,614,111	259,961
	経 常 収 支 差 金	(5,7) 30,603,919	(5,5) 30,977,883	373,964

衡約 屋普通契	年 増 年	度 初	頭 加 末	22 8 30	30 5 35
特別契約	年 増 年	度 初	頭 加 末	4 8 12	12 1 13
契約 増 年	年 増 年	度 初	頭 加 末	33,049 400 38,449	33,449 361 38,810

注2 交付金収入

区	分	平成4年度	平成5年度	増	減
国際放送関係交付金		1,644,629	1,735,986	141,357	
選挙放送関係交付金		161,409	372,836	211,427	
合	計	1,806,038	2,158,822	352,784	

注3 副次収入

区	分	平成4年度	平成5年度	増	減
一般業務収入		7,024,367	5,913,463	△ 1,110,904	
受託業務等収入		506,949	557,978	51,029	
合	計	7,531,316	6,471,441	△ 1,059,875	

上記平成5年度受託業務等収入557,978千円は、「受託業務等勘定」の1号、2号業務費(人件費、減価償却費等)464,118千円に「受託業務等勘定」の当期事業収支差金83,860千円を加えたものである。

(イ) 経常事業支出

平成5年度事業計画に基づき、経営全般にわたり極力業務の合理的、効率的運営を推進しつつ、各部門の業務活動を積極的の実施した結果は次表のとおりである。

区	分	平成4年度	平成5年度	増	減
国内放送	費	184,528,555	198,056,503	13,527,948	
国際放送	費	4,125,183	4,433,471	308,288	
契約収入	費	47,923,925	49,412,960	1,489,035	
受信	費	1,541,263	1,600,084	58,821	
広報	費	2,410,864	2,575,929	165,065	
調査	費	5,613,876	5,952,815	338,939	
給	費	137,300,475	137,350,529	50,054	
退職手当・厚生費	費	52,309,182	48,791,382	△ 3,517,800	
一般管理費	費	11,887,541	12,369,454	481,913	
減価償却費	費	43,692,420	46,646,867	2,954,447	
未収受信料欠損償却費	費	15,013,000	15,498,000	485,000	
合	計	506,346,284	522,687,994	16,341,710	

注1 国内放送費

区	分	平成4年度	平成5年度	増	減
番組組	費	142,075,731	151,043,871	8,968,140	
技術運用費	費	42,452,824	47,012,632	4,559,808	
合	計	184,528,555	198,056,503	13,527,948	

注2 国際放送費

(単位 千円)				
区 分	平成 4 年度	平成 5 年度	増 減	
番組 組 用 費	1,727,649	1,858,526	130,877	
技 術	2,397,534	2,574,945	177,411	
合 計	4,125,183	4,433,471	308,288	

注3 契約収納費

(単位 千円)				
区 分	平 成 4 年 度	平 成 5 年 度	増 減	
契 約 収 納 業 務 費	34,283,937	35,069,881	785,944	
契 約 収 納 推 進 費	13,639,988	14,343,079	703,091	
合 計	47,923,925	49,412,960	1,489,035	

注4 受信対策費

(単位 千円)				
区 分	平成 4 年度	平成 5 年度	増	減
受信改善費	287,285	288,458		1,173
受信対策推進費	1,253,978	1,311,626		57,648
合 計	1,541,263	1,600,084		58,821

注5 広報費

(単位 千円)				
区 分	平成 4 年度	平成 5 年度	増	減
視聴者意向収集費	982,318	1,134,140		141,822
広報推進費	1,418,546	1,441,789		23,243
合 計	2,410,864	2,575,929		165,065

注6 調査研究費

(単位 千円)				
区 分	平成 4 年度	平成 5 年度	増	減
番組調査研究費	1,159,753	1,229,137	69,384	
技術研究費	4,454,123	4,723,678	269,555	
合 計	5,613,876	5,952,815	338,939	

注7 給与

(単位 千円)				
区 分	平成 4 年度	平成 5 年度	増 減	
給 与	137,300,475	137,350,529	50,054	

上記平成5年度給与の内容は、職員給与136,992,667千円、常勤役員報酬357,872千円である。

注8 退職手当・厚生費

(単位 千円)				
区 分	平成 4 年度	平成 5 年度	増 減	
退職手当・厚生費	52,309,182	48,791,382	△	3,517,800

上記平成5年度退職手当・厚生費の内容は、退職手当27,431,897千円、厚生保健費21,359,485千円である。

注9 一般管理費

(単位 千円)				
区 分	平成 4 年度	平成 5 年度	増 減	
一 般 管 理 費	11,887,541	12,369,454	481,913	

上記平成5年度一般管理費の内容は、施設管理費5,814,314千円、職員管理費その他6,555,140千円である。

注10 減価償却費

(単位 千円)

区 分	取得価額	当 年 償 却 額	償却累計額	帳簿価額	償 却 率 %
有形固定資産	676,524,324	45,374,031	411,947,652	264,576,672	60.9
建物	152,469,735	4,290,718	50,768,124	101,701,611	33.3
構築物	94,190,826	3,283,364	63,165,044	31,025,782	67.1
機械及び装置	394,430,957	33,509,115	279,103,435	115,327,522	70.8
放送衛星	27,133,415	3,383,192	13,080,834	14,052,581	48.2
車両及び運搬具	6,467,626	812,780	4,567,383	1,890,243	70.9
器具	1,831,765	94,862	1,242,832	588,933	67.8
無形固定資産	19,590,532	1,272,836	6,885,850	12,704,682	35.1
施設利用権	19,590,532	1,272,836	6,885,850	12,704,682	35.1
合 計	696,114,856	46,646,867	418,833,502	277,281,354	60.2

(外) 附 属

上記年度減価償却額は、有形固定資産のうち建物・構築物・放送衛星は定額法、機械及び装置・車両及び運搬具・器具は定率法、無形固定資産については定額法により算出している。

イ 経常事業外収支

経常事業外収入は95億8,191万6千円であり、経常事業外支出は121億9,602万7千円であり、差し引き経常事業外収支差金は△26億1,411万1千円である。その内容は次表のとおりである。

ロ 経常事業外収入

(単位 千円)

区 分	平成4年度	平成5年度	増 減
財務収入	10,403,004	9,025,659	△ 1,377,345
雑収入	835,366	556,257	△ 279,109
合 計	11,238,370	9,581,916	△ 1,656,454

注 財 務 収 入

(単位 千円)

区 分	平成4年度	平成5年度	増 減
受 取 利 息	10,361,274	8,990,069	△ 1,371,205
受 取 配 当 金	41,730	35,590	△ 6,140
合 計	10,403,004	9,025,659	△ 1,377,345

ロ 経常事業外支出

(単位 千円)

区 分	平成4年度	平成5年度	増 減
財 務 費	14,112,442	12,196,027	△ 1,916,415
支払利息	5,286,165	4,052,015	△ 1,234,150
放送債券発行償還経費	119,743	58,487	△ 61,256
建設仕入消費税	1,919,498	1,377,426	△ 542,072
納付消費税	6,787,036	6,708,099	△ 78,937

(注) 消費税の会計処理は、税込方式によっている。ただし、有形・無形固定資産取得に係る消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

ウ 特 別 収 入

固定資産売却益等の特別収入は、8億8,234万4千円であり、固定資産売却損等の特別支出は20億317万円であり、その内容は次表のとおりである。

ロ 特 別 収 入

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
固定資産売却益	550,314	
固定資産受贈益	325,524	
過年度損益修正益	6,506	固定資産の造成による評価益
合 計	882,344	

(イ) 特別支出

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
固定資産売却損	312,628	
固定資産除却損	1,653,399	
過年度損益修正損	37,143	平成4年度分未収受信料欠損額確定に伴う修正損
合 計	2,003,170	

エ 当期事業収支差金

経常事業収支差金385億9,199万4千円に経常事業外収支差金△26億1,411万1千円を加えた経常収支差金は309億7,788万3千円である。

これに、特別収入8億8,234万4千円を加え、特別支出20億317万円を差し引いた当期事業収支差金は288億5,705万7千円であり、これは資本支出充当166億2,300万円及び事業収支剰余金132億3,405万7千円である。

なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

(受託業務等勘定)

(単位 千円)

区 分	平 成 4 年 度	平 成 5 年 度	増 減
経 常 事 業 収 入	(100,0) 585,723	(100,0) 610,499	24,776
受 託 業 務 等 収 入	585,723	610,499	24,776
経 常 事 業 支 出	(81,8) 477,529	(81,8) 499,358	21,829
受 託 業 務 等 支 出	477,529	499,358	21,829
経 常 事 業 収 支 差 金	(18,5) 108,194	(18,2) 111,141	2,947
経 常 事 業 外 収 支 差 金	(2,8) 16,000	(2,8) 17,281	1,281
経 常 事 業 外 支 出	16,000	17,281	1,281
財 務 費	16,000	17,281	1,281
経 常 事 業 外 収 支 差 金	(△2,8) 16,000	(△2,8) 17,281	1,281
当 期 事 業 収 支 差 金	(15,7) 92,194	(15,4) 93,860	1,666
当 期 繰 入 前 剰 余 金	92,194	93,860	1,666
一 般 勘 定 へ の 繰 入 れ	92,194	93,860	1,666

(注) ()内は、経常事業収入を100とした比率(%)である。

フ 経常事業収支

経常事業収入8億1,049万9千円に対し、経常事業支出は4億9,935万8千円であり、差し引き経常事業収支差金は1億1,114万1千円である。その内容は次表のとおりである。

(イ) 経常事業収入

受託業務等収入の内訳は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
1 号 業 務 収 入	516,585	協会の保有する施設又は設備を一般の利用に供し、又は賃貸することによる収入
2 号 業 務 収 入	98,904	委託により、放送番組等を制作すること等による収入
合 計	610,499	

(ロ) 経常事業支出

受託業務等費の内訳は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
1 号 業 務 費	421,030	人件費及び減価償却費等415,717千円を含む
2 号 業 務 費	78,328	人件費及び減価償却費等48,401千円を含む
合 計	499,358	

(注) 1号、2号業務費の人員費、減価償却費等の総額は464,118千円である。

ヘ 経常事業外収支

経常事業外支出は1,728万1千円であり、これにより経常事業外収支差金は△1,728万1千円である。その内容は次表のとおりである。

経常事業外支出

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
財 務 費	17,281	
納 付 消 費 税	17,281	

(注) 消費税の会計処理は、税込方式によっている。

コ 当期事業収支差金

経常事業収支差金1億1,114万1千円に経常事業外収支差金△1,728万1千円を加えた当期事業収支差金は9,386万円で、この当期事業収支差金9,386万円は「一般勘定」へ繰り入れた。

3 主たる設備の状況
当年度末における主たる設備の状況は次表のとおりである。

区分	土 地		建 物		機械及び装置	放送衛星	その他の固定資産	帳簿価額合計
	面	積 金 額	面	積 金 額				
放送会館	355,655 [㎡]	10,773,169 ^{千円}	573,568 [㎡]	72,013,451 ^{千円}	86,835,218 ^{千円}	— ^{千円}	6,713,286 ^{千円}	176,335,104 ^{千円}
(うち、放送センター)	(82,650)	(5,079,536)	(217,354)	(26,185,107)	(44,600,095)	—	(2,317,219)	(78,181,957)
テレビジョン放送所	487,661	524,623	44,722	4,475,475	17,908,824	—	9,537,735	32,446,657
ラジオ放送所	2,159,722	8,407,224	39,008	6,799,386	4,898,366	—	4,694,727	24,799,703
テレビジョン共同受信施設	—	—	—	—	—	—	11,085,645	11,085,645
放送衛星	—	—	—	—	—	14,052,581	—	14,052,581
その他の施設	2,219,414	4,138,082	255,278	18,413,299	5,685,114	—	1,463,585	29,700,080
合 計	5,222,452	28,843,098	912,576	101,701,611	115,327,522	14,052,581	33,494,958	288,419,770

注1 その他の施設は放送技術研究所、放送文化研究所、通信部等である。

注2 その他の固定資産は構築物、車両及び運搬具、器具である。

注3 放送会館、放送所、放送衛星及びその他の施設のうち共有資産は協会持分を示す。

4 収入支出の決算の状況

(1) 収入支出の決算

当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

(2) 予算総則の適用

(一) 一般勘定

ア 予算総則第4条第1項に基づく予算の流用.....	5億4,700万円
イ 予算が不足する項及び金額(特別支出)	
ロ 他の項へ流用する項及び金額(財務費)	△ 5億4,700万円
エ 予算総則第5条第1項に基づく翌年度への建設費予算の繰越し.....	13億2,243万円
ロ 新ラジオセンターの整備経費	3億 530万円
リ 広島放送会館の整備経費	1億3,367万円
ロ F P U受信基地局設備の更新経費等	8億8,346万円
ウ 予算総則第5条第2項に基づく前年度からの建設費予算の繰越し.....	22億4,952万8千円
ロ 広島放送会館の整備経費	10億4,900万円
リ ラジオ基幹放送所自営無線回線の更新経費	2億4,280万円
ロ 本部編集系VTRデジタル化更新経費等	9億5,772万8千円

エ 予算総則第8条に基づく前期繰越金の使用.....44億5,400万円

前期繰越金の使用による長期借入金の返還

(単位 千円)

区 分	当 初 予 算 額	第 8 条 適 用	最 終 予 算 額
(資本収入) 前期繰越金受入れ	0	4,454,000	4,454,000
(資本支出) 長期借入金返還金	12,317,000	4,454,000	16,771,000

オ 予算総則第9条第2項に基づく繰越金の増額.....86億8,256万9千円

翌年度以降の財政安定のための繰越金

予 算 額 45億5,148万8千円

決 算 額 132億3,405万7千円

増 額 86億8,256万9千円

別 表

(一般勘定)

(事業収支)

収 入 支 出 決 算 表

平成5年度

款	項	予 算 額			決 算 額	予 算 残 額
		当 初 額 (1)	予算総則に基づく増減額(2) 第4条第1項流用	合 計 (1)+(2) (3)	決 算 額 (4)	(3) - (4)
事業収入	受 付 信 料	553,666,962	千円 0	553,666,962	千円 551,246,248	千円 2,420,714
	交 付 金 収 入	534,211,778	0	534,211,778	532,151,725	2,060,053
	副 次 収 入	2,171,712	0	2,171,712	2,158,822	12,890
	財 務 収 入	7,753,000	0	7,753,000	6,471,441	1,281,559
	雑 収 入	8,702,472	0	8,702,472	9,025,659	323,187
	特 別 収 入	400,000	0	400,000	556,257	156,257
	内 放 送 費	428,000	0	428,000	882,344	454,344
事業支出	国 際 放 送 費	532,492,474	0	532,492,474	521,389,191	11,103,283
	内 放 送 費	199,963,341	0	199,963,341	198,056,503	1,906,838
	国 際 放 送 費	4,587,099	0	4,587,099	4,433,471	153,628
	契 約 納 費	49,486,783	0	49,486,783	49,412,960	73,823

[illegible]

資 本 支 出 充 当	16,623,000	0	16,623,000	16,623,000	0
翌年度以降の財政安定のための繰越金	4,551,488	0	4,551,488	13,234,057	8,682,566

(資本収支)

款	項	算					額		決	算	繰	越	予	算	残	
		当	初	子		増	減	合								計
				算	算											
		第5条第2項繰越	第8条前期繰越金													
資	本	入	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	事業	収	83,973,000	2,249,528	4,454,000	0	6,703,528	90,676,528	87,610,324	1,322,430	1,743,774					
	前期	繰	16,623,000	0	0	4,454,000	0	16,623,000	16,623,000	0	0					
	越	差	0	0	0	0	0	4,454,000	4,454,000	0	0					
	金	受	46,800,000	0	0	0	0	46,800,000	46,846,867	0	153,133					
	入	受	1,538,000	0	0	0	0	1,538,000	1,735,454	0	197,454					
	入	入	6,750,000	0	0	0	0	6,750,000	6,750,000	0	0					
	放	送	8,660,000	0	0	0	0	8,660,000	9,650,003	0	527					
	債	権	1,049,000	0	0	0	0	1,049,000	9,650,003	58,470	527					
	積	立	8,660,000	1,049,000	0	0	1,049,000	9,709,000	9,650,003							
	資	産	3,602,000	1,200,528	0	0	1,200,528	4,802,528	1,751,000	1,293,960	1,787,566					
	展	入	83,973,000	2,249,528	4,454,000	6,703,528	90,676,528	87,609,532	1,744,566	1,744,566						

建設費	59,500,000	2,249,528	0	2,249,528	61,749,528	58,765,982	1,322,430	1,661,116
出資	1,100,000	0	0	0	1,100,000	1,016,550	0	83,450
放送債券償還積立資産繰入れ	4,306,000	0	0	0	4,306,000	4,306,000	0	0
放送債券償還金	6,750,000	0	0	0	6,750,000	6,750,000	0	0
長期借入金返還金	12,317,000	0	4,454,000	4,454,000	16,771,000	16,771,000	0	0
資本収支差金	0	0	0	0	0	792	0	792

前期繰越金 51,439,503千円
当年度使用額 4,454,000千円(長期借入金の返還)
当年度発生額 13,234,849千円(事業収支差金29,857,057千円から事業収支差金受入れ16,623,000千円を差し引いた13,234,057千円と資本収支差金792千円との合計額)
後期繰越金 60,220,352千円(このうち、翌年度以降の財政安定のための繰越金は60,218,189千円)

(受託業務等勘定)
(事業収支)

款	項	予 算			決 算	予 算	残 額
		当	初	増減	合	算	
		(1)	額	(2)	(1)+(2)	(3)	計
事業収入	受託業務等収入		千円 680,000	千円 0		千円 610,499	千円 69,501
事業支出	受託業務等費用		680,000	0	680,000	610,499	69,501
			595,000	0	595,000	516,639	78,361
			577,000	0	577,000	499,358	77,642
			18,000	0	18,000	17,281	719
事業収支差金			85,000	0	85,000	93,860	8,860

事業収支差金 93,860千円は、「一般勘定」へ繰り入れた。

(外 号) 官 報